

平成24年第2回白馬村議会臨時会

1 日 時 平成24年7月2日

2 場 所 白馬村議会議場

3 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	太田紘熙	副村長	窪田徳右衛門
教育長	福島総一郎		
総務課長	横川宗幸	住民福祉課長	倉科宜秀
税務課長	横澤英明	観光農政課長	平林豊
環境課長	丸山勇太郎	建設水道課長	太田今朝治
教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明	総務課長補佐	横山秋一

6 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

1 開会宣告

議 長（下川正剛）おはようございます。ただいまの出席議員は11名全員です。これより平成24年第2回白馬村議会臨時会を開会します。

2 議事日程の報告

議 長（下川正剛）ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議 長（下川正剛）日程第1 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成24年5月分の一般会計・特別会計・水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましてはお手元に配布しました資料のとおりであります。これをもって報告にかえさせていただきます。
これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

議 長（下川正剛）日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第119条の規定により第11番太谷正治議員、第12番松沢貞一議員、第1番横田孝穂議員、以上3名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議 長（下川正剛）日程第3 会期の決定を議題といたします。
お諮りをいたします。本臨時会の会期は、別紙平成24年第2回白馬村議会臨時会日程予定表のとおり本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（下川正剛）異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

日程第4 村長あいさつ

議 長（下川正剛）日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村 長（太田紘熙） 平成24年第2回白馬村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただき大変ありがとうございます。今年は平年並みの6月9日に梅雨入りしたものの、今のところ豪雨災害もなく安定した日が続いており、このまま早い梅雨明けとなってほしいと願うところであります。いよいよ本格的なグリーンシーズンの幕開けとなる白馬アルプス花三昧も今回で10回目となり、7月1日からスタートしたところであります。今年度は、小谷の柵池自然園も含め、大小10会場を中心にそれぞれの会場でもイベント等を計画しており、大勢のお客様が来村していただけるものと期待しているところであります。また、6月28日にJ-ALERT全国瞬時警報システム活用の緊急地震速報訓練に白馬村も参加をしました。県内で参加したのは白馬村を含め6市町村でありましたが、それぞれ各市町村でトラブルが発生しました。白馬村でも予定時刻に放送されないというトラブルが発生しましたが、原因は消防庁の通知をもとに委託業者が確認作業を実施したところ、訓練の自動機能まで確認をしておらず、主導となっていたために起動しなかったことが判明をし、手動に切り替えて実施をしたところでございます。結果的には、今回の訓練に参加したことにより判明したもので、訓練も自動機能に設定することができました。今後も国の訓練等に積極的に参加をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

さて、下水道受益者負担金の未収金問題について、担当課で鋭意調査を進め取りまとめをすることができ、過日概要をお知らせしたところでございます。今後は納入者をはじめ、村民の皆様にも内容を公表し、ご理解を得てまいりたいと考えておりますが、村民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを、この場をお借りし深くお詫び申し上げますところでございます。

本日、臨時会に付議する案件は、今申し上げましたように平成元年から平成17年にかけて完成した下水道整備工事の負担金について、かねてから問題となっておりました未収から時効に至った経過について、議会として調査研究するための議会特別委員会を設置するための臨時議会であります。十分ご審議をされ、本日の議事が円滑に進みますようお願い申し上げ、臨時会招集に当たりましてのご挨拶といたします。本日は大変ご苦勞様でございます。

日程第5 発委第9号 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の設置に関する決議について

議 長（下川正剛） これより議案の審議に入ります。なお、本臨時会の質疑に関しましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることはできないと定められていますので、申し添えます。

日程第5 発委第9号公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。高橋賢一 議会運営委員長。

議員（高橋賢一） 議会運営委員長の高橋賢一でございます。発委第9号 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の設置に関する決議（案）についてでございます。上記の事案を白馬村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。白馬村議会運営委員長高橋賢一。1ページおめくりください。公共下水道受益者負担金については、平成23年第3回定例会をはじめとして同年第4回、引き続いて平成24年第1回定例会において合計3回、同僚議員が未収金の内容について一般質問を行ったものであります。その中でおぼろげながらも浮かび上がってきたのは、未収金にかかわる不納欠損の関係であり、またその不納欠損に至るには制度の問題が深くかかわっているというものでした。白馬村議会としては、特別委員会を設置して調査していくということにしたいので、ここに決議案を提出するものです。決議案を読み上げて提案理由の説明といたします。

1. 名 称 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会
 2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び白馬村議会委員会条例第5条
 3. 目 的 目的については先ほど申し上げたとおりですが、公共下水道受益者負担金問題に関する調査ということであります。
 4. 委員の定数 10名。議長を除く議員全員といたしたい。
- 以上でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（下川正剛） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議員（下川正剛） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議会運営委員長から提出されました発委第9号公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の設置に関する決議（案）のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

議長（下川正剛） 起立全員です。よって議会運営委員長から提出されました発委第9号公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の設置に関する決議(案)は可決されました。

議 長（下川正剛） お諮りいたします。ただいま設置されました公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下川正剛） 異議なしと認めます。よって、公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に付された議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第2回白馬村臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時11分

以上、会議の顛末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員